

議第32号

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例

京都市西京極総合運動公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考以外の部分中

全 面 利 用

午前9時から 午後9時まで

を

全 面 利 用	午前9時から 午後9時まで
---------	------------------

特定全面利用A	午前7時から 午後9時まで
---------	------------------

特定全面利用B	午前8時から 午後9時まで
---------	------------------

に、

全 面 利 用

午前9時から 午後5時まで

を

全 面 利 用	午前9時から 午後5時まで
---------	------------------

特定全面利用A	午前7時から 午後5時まで
---------	------------------

特定全面利用B	午前8時から 午後5時まで
---------	------------------

に改め、同表備考を同備考2とし、

同備考2の前に次のように加える。

- 「特定全面利用A」とは供用時間が午前7時からである全面利用を、「特定全面利用B」とは供用時間が午前8時からである全面利用をいう。

別表第2陸上競技場兼球技場の項及び補助競技場の項を次のように改める。

陸上競技兼球技場	全面利用	アマチアスポーツ	入場料を徴収しない場合	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			48,000	36,000	64,000	49,000	64,000	49,000	176,000	134,000			
		その他	入場料を徴収する場合	57,000	44,000	76,000	59,000	76,000	59,000	209,000	162,000		
			入場料を徴収しない場合	143,000	110,000	191,000	147,000	191,000	147,000	525,000	404,000		
	特定全面利用 A	アマチアスポーツ	入場料を徴収しない場合	88,000	66,000	64,000	49,000	64,000	49,000	216,000	164,000		
			入場料を徴収する場合	103,000	78,000	76,000	59,000	76,000	59,000	255,000	196,000		
		その他	入場料を徴収しない場合	261,000	198,000	191,000	147,000	191,000	147,000	643,000	492,000		
			入場料を徴収する場合	328,000	246,000	240,000	184,000	240,000	184,000	808,000	614,000		
	特定全面利用 B	アマチアスポーツ	入場料を徴収しない場合	68,000	51,000	64,000	49,000	64,000	49,000	196,000	149,000		
			入場料を徴収する場合	80,000	61,000	76,000	59,000	76,000	59,000	232,000	179,000		
		その他	入場料を徴収しない場合	202,000	154,000	191,000	147,000	191,000	147,000	584,000	448,000		
			入場料を徴収する場合	254,000	192,000	240,000	184,000	240,000	184,000	734,000	560,000		
	部分利用 (1人1回につき)				300								
	補助競技場	全 面 利 用			16,000	12,000	21,000	16,000			37,000	28,000	
		特 定 全 面 利 用 A			29,200	22,200	21,000	16,000			50,200	38,200	
		特 定 全 面 利 用 B			22,600	17,100	21,000	16,000			43,600	33,100	
部分利用 (1人1回につき)				300									

別表第2 野球場の項中

29,000	22,000	39,000	29,000	39,000	29,000	107,000	80,000
40,000	31,000	54,000	40,000	54,000	40,000	148,000	111,000
88,000	66,000	117,000	88,000	117,000	88,000	322,000	242,000
121,000	92,000	161,000	121,000	161,000	121,000	443,000	334,000

を	30,000	23,000	41,000	30,000	41,000	30,000	112,000	83,000	に改め、同表室内野
	42,000	32,000	56,000	42,000	56,000	42,000	154,000	116,000	
	92,000	69,000	123,000	92,000	123,000	92,000	338,000	253,000	
	127,000	97,000	169,000	127,000	169,000	127,000	465,000	351,000	

球練習場（1箇所1時間につき）の項中「1,300」を「1,500」に改め、同表
 駐車場（1時間までごと）の項中「200」を「300」に改め、同表備考1中
 「午前9時」の右に「(特定全面利用Aにあっては午前7時、特定全面利用
 Bにあっては午前8時)」を加え、同備考中15を16とし、14を15とし、13を
 14とし、12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、
 7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に
 次のように加える。

- 3 「特定全面利用A」とは供用時間が午前7時からである全面利用を、
 「特定全面利用B」とは供用時間が午前8時からである全面利用をい
 う。

別表第3備考以外の部分中

70,000	51,000	70,000	51,000	を
6,600	5,100			
12,000	9,000	12,000	9,000	
16,000	12,000	16,000	12,000	
37,000	26,000	37,000	26,000	
48,000	37,000	48,000	37,000	

74,000	54,000	74,000	54,000
6,600	5,100		

13,000	9,000	13,000	9,000
17,000	13,000	17,000	13,000
38,000	27,000	38,000	27,000
50,000	39,000	50,000	39,000

に改め、同表備考1中「午後5時まで」を「午

後5時（補助競技場の全面利用にあっては、別に定めるところにより、午後6時又は午後7時）まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

利用料金の適正化を図る等の必要があるので提案する。